官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○建築物用地下水の採取の規制に関する法律施行規則の一部を改正する省令（環境二〇）　一
〔その他告示〕
○人材育成奨学計画のための贈与等に関する日本国政府とソロモン諸島政府との間の書簡の交換に関する件（外務二三四）　二
○ソロモン諸島政府に対する贈与に関する日本国政府とソロモン諸島政府との間の書簡の交換に関する件（同二三五）
○円借款の供与に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の書簡の交換に関する件（同二三六）
○円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の口上書の交換に関する件（同二三七）
○保安林の指定をする件（農林水産一〇〇一）
○保安林の指定を解除する件（同一〇〇二）
○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通八四三、八四五～八四七、八五〇～八五二）
○砂防法第二条の土地の指定を解除する件（同八四四）
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により特別評価方法認定をした件（同八四八、八四九）
○道路に関する件（沖縄総合事務局一六）
〔国会事項〕
法務省
〔人事異動〕
〔皇室事項〕
〔官庁報告〕
官庁事項
東北地方整備局公示（東北地方整備局）
原戸籍が滅失した件（法務省告示配一〇八）
〔公　告〕
諸事項
官庁
金融商品取引業者に対する行政処分関係
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係
会社その他

省令

○環境省令第二十号

建築物用地下水の採取の規制に関する法律（昭和三十七年法律第百号）第四条の規定に基づき、建築物用地下水の採取の規制に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年七月十七日

環境大臣　石原　宏高

建築物用地下水の採取の規制に関する法律施行規則の一部を改正する省令

建築物用地下水の採取の規制に関する法律施行規則（昭和三十七年建設省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
別記 一～四　（略） 五　次のいずれにも該当する揚水設備については、運用時に想定される揚水量、運用時に想定される揚水を行う帯水層の周辺の土質の状況等を勘案し、ストレーナーの位置及び揚水機の吐出口の断面積が、当該揚水設備の設置の場所及びその周辺において地下水位及び地盤高が著しく変化するおそれがないものであること。この場合においては、前各号の規定は、適用しない。 イ　帯水層からの地下水の揚水及び揚水した地下水の帯水層への還元を一体的に行うことを通じて当該地下水を冷房又は暖房の用に供すること。 ロ　揚水した地下水の全量を同一の帯水層に還元（以下この号において「全量還元」という。）する構造を有すること。 ハ　当該設備の連続的な又は相当の頻度による稼働に伴う全量還元の状況を把握する措置その他の地盤沈下の防止等の観点から必要な措置が講じられていること。	別記 一～四　（略） （新規）

附　則

この省令は、令和九年九月一日から施行する。